

令和 7 年 1 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	南小松 (南小松)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第2回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業者の高齢化が進み後継者も少ない状況であり、年々、担い手（認定農家や大規模農家）に耕作を委託する農家が増えている。
- ・ 担い手の耕作地は点在しており農地の集積と集約化により農業の効率化を図る必要がある。
- ・ 集落内に営農組織はあるが一部の農家の機械利用にとどまっている。
- ・ 土地改良の揚水機や送水管は 40 年以上経過しており、今後改修が必要となる。
- ・ 暗渠排水整備後年数が経過し水はけの悪い農地がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
- ・ 農作業に従事する多様な人材の確保に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農家の話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。 ・担い手が営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への貸付を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業は完了済である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、農業に従事する多様な人材の確保に努めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ドローンによる農薬散布

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が拡大しないよう、捕獲の強化、防護柵の点検を定期的に行う。
- ③生産の効率化・高度化を確立するため、スマート農業を推進する。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む農道や水路等を共同活動により保全する。